

YouTubeウェビナー | あたらしい法律情報

BO新法で何が変わるのか

あなたの会社の「本当の支配者」を
国に届け出る時代へ

全法人対象？

25%超？

未届出3年で登記閉鎖？

内閣官房「法人等の実質的支配者（BO）に係る情報の把握等に関する有識者会議」第1回（2026年9月24日）の資料1～6を一気に読む

2026年9月

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

実質的支配者 届出書

イメージ（様式は未定）

法人名

株式会社サンプル商事

氏名

住所

生年月日

国籍

届出期限：施行日から一定期間内

未届けのままだと、どうなる？

5つの問いで読む — この制度は「全社テーマ」

2028年夏

FATF第5次対日相互審査

日本だけ

G7でBO届出制度が未整備

25%超

直接又は間接保有が基準（案）

3年

未届出で登記閉鎖等を検討

- 1 うちの会社は届出の対象になるのか → PART 2 制度案
- 2 誰をBOとして届け出るのか → クイズ・PART 2
- 3 銀行・士業は代理届出や閲覧で何を求められるのか → PART 2・5
- 4 未届出・虚偽届出のペナルティはどこまで重いのか → PART 2・4
- 5 中小企業の負担とプライバシーはどう調整されるのか → PART 4 論点

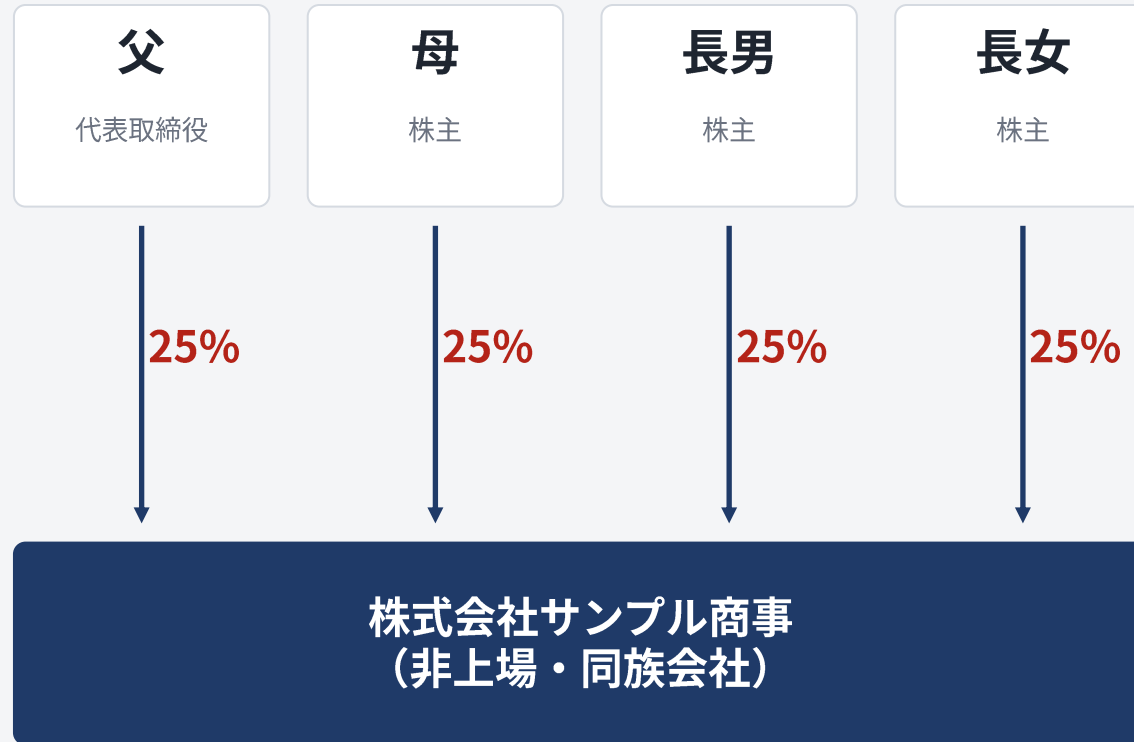
PART 1 なぜ今か（FATF）／PART 2 制度案（法人）／PART 3 信託・土地／PART 4 意見と論点／PART 5 実務対応

INTRO | まずはクイズから

この会社の 実質的支配者（BO） として届け出るのは？

- A 4人全員
- B 父（代表取締役）だけ
- C 誰も届け出なくてよい

動画を一時停止して、考えてみてください。
答えは次のスライドで。



※1株1議決権。4人以外に株主はいない前提。出資・融資等による特別な支配関係もないものとする。
※架空の会社です。

「25%超」なら議決権基準では誰も該当せず、「25%以上」なら4人全員

制度案：25%超（現行の犯収法と同じ）

- 1 25%超を保有する自然人
→ 該当なし（25%ちょうどは「超」ではない）
- 2 出資・融資・取引等を通じ支配的影響力を有する自然人
→ いればその者
- 3 上記がいなければ、法人を代表し業務を執行する自然人
→ 代表取締役の父

犯収法施行規則11条2項1号→2号→4号

対案：25%以上（太田委員・資料5）

4人全員がBO

米国・カナダ・EU AML規則は「25%以上」。根拠と実務への影響はPART 4 論点①で

制度案ならB（支配的影響力者がいない場合）、25%以上ならA — 「たった1%」の差が第1回会議の論点に

BO=Beneficial Owner（実質的支配者）

BO

Beneficial Owner の略

日本語では「実質的支配者」

犯罪収益移転防止法の用語。法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（犯収法4条1項4号）

判定の順序（株式会社等の資本多数決法人）

- 1** 議決権の25%超を直接又は間接に有する自然人
50%超を有する者がいればその者のみ（施行規則11条2項1号）
- 2** 出資・融資・取引等を通じ支配的影響力を有する自然人
1号に該当する者がいない場合（同項2号）
- 3** 法人を代表し業務を執行する自然人
上記いずれもない場合（同項4号）

合同会社・一般社団法人等：収益・財産の25%超の配当・分配を受ける自然人等（同項3号）

国・地方公共団体・上場会社等及びその子会社は「自然人とみなす」（施行規則11条4項）→ 支配の連鎖をたどって上場会社等に至れば、そこで打ち切り

登記簿に株主は載っていない — 確認は「申告」頼み

犯収法の義務

法人顧客との特定取引で、実質的支配者の本人特定事項（氏名・住居・生年月日）を確認（犯収法4条1項4号）

登記簿の限界

登記事項証明書に役員は載るが、株主は載らない

法律上は「申告」で足りる

通常取引は代表者等から申告を受ける方法（施行規則11条1項）。書類確認はハイリスク取引のみ（法4条2項、施行規則14条3項）

リスト制度は任意

実質的支配者リスト制度（2022年1月31日～）は株式会社の任意の申出。義務ではない

実務の工夫

金融機関は法人税確定申告書の別表二（同族会社等の判定に関する明細書）や株主名簿の提出を求めて裏付け

上場会社は別枠

「国等」に該当し、取引の任に当たる者の確認で足りる。会社自体の実質的支配者の確認は不要（犯収法4条5項、施行令14条）

株主構成は別ルートで見える

- 有価証券報告書「大株主の状況」（金商法24条）
- 大量保有報告制度：5%超の保有で5営業日以内に報告（金商法27条の23）

非上場会社の株主は、会社の外からは見えない — この空白を埋めるのがBO新法

01

PART 1

なぜ今か

FATF第4次審査の宿題・第5次審査・トクリュウ・政府方針

G7で日本だけ — 評価次第で金融取引に直撃

FATFの評価の分類

通常フォローアップ国

3年後までに進捗を示す

重点フォローアップ国

1年後までに進捗を示す（2021年 第4次の日本）

観察対象国

ハイレベル使節団の派遣・調査等

グレイリスト

国名公表 → 各国金融機関がリスク管理を強化

ブラックリスト

メンバーシップ停止・除名等

G7でBO届出制度がないのは

日本だけ

他のG7はいずれも法人自身の把握義務＋BO登録制度を整備（資料5）

第5次対日相互審査：2028年夏頃

評価が悪ければ、海外送金の遅延、資金調達コストの上昇、対日投資の減少など実体経済に影響（根本委員・太田委員）

BOは「一部適合」 — 2021年8月30日公表の報告書が出発点

勧告24

法人の透明性と実質的支配者

PC

一部適合

勧告25

法的取極め（信託等）の透明性と実質的支配者

PC

一部適合

IO.5

法人・法的取極めの悪用防止（有効性）

ME

中程度

全体評価：重点フォローアップ国

法令等整備（TC）40項目：PC 10・NC 1／有効性（IO）11項目：ME 8
→ 公表後5年間に3回のフォローアップ報告

報告書が求めた優先行動（BO関連・要旨）

- a) 金融機関・暗号資産交換業者・DNFBPsの義務の実施にあたり、継続的顧客管理等とともに「実質的支配者情報の収集と保持」を優先
- j) リスク評価を改善し、クロスボーダー・リスクと「法人・法的取極めに関連するリスク」に特に焦点を当てる
- k) 法人・法的取極めの基本情報と実質的支配者情報が、日本の規制・監督・捜査の枠組みの一部として確立されるようにする

→ k) の宿題が、BO新法の直接の起点

法令の点数は取り返した。残ったのは「有効性」

2021年8月	行動計画	既存顧客のBO確認（令和6年春期限）／BO情報の一元管理の仕組み検討／民事信託・外国信託のBO
2022年1月31日	法務省	実質的支配者リスト制度（任意・株式会社）開始
2022年12月	国会	FATF勧告対応法が成立
2023年7月	規制改革推進会議	BOの登記制度の整備等を提言
2023年10月	第2回FUR	勧告24：PC→LC（ガイドラインに基づく継続的顧客管理を登記の補完・代替と評価）
2024年5月	政府	特定事業者への情報照会システムで当局がBO情報を把握（代替手段路線）
2024年10月	第3回FUR	勧告25：PC→LC。法令等整備40項目すべて合格水準 → 第4次フォローアップ完了

ただし、フォローアップで再評価されるのは法令等整備（TC）のみ。IO.5（有効性）は「ME」のまま — 第5次の主戦場はここ

第5次は「新しい基準 × 有効性」で見られる

① 基準が変わった

勧告24（2022年3月改訂）

法人自身の把握義務＋登録簿又は代替メカニズム＋補足的手段の「多面的アプローチ」

外国法人

国内と「十分な関連」を有する外国法人にも対応

勧告25（2023年改訂）

受託者による信託のBO情報の把握・保持を強化

② 審査の方式が変わった

有効性（IO）中心

法令があるかではなく「機能しているか」

サイクル短縮

第4次（約10年）→ 第5次（約6年）

重点勧告事項

重点的な改善事項を示し、その後の対応状況を評価

③ 日本の課題（解説）

代替手段の限界

金融機関の顧客管理は、取引のある法人しかカバーできない

法人の把握義務なし

現行法は特定事業者の確認義務が中心

示すべきこと

全ての法人の正確・最新な情報に、当局がタイムリーにアクセス

2024年「代替手段（金融機関CDD）路線」→ 2026年「登録制度（BO新法）路線」へ。2028年夏のオンサイトに向けた方針転換

制度案の骨格は、FATF基準にほぼ一対一で対応している

FATFの要請	根拠	BO新法の制度案（資料2）
法人自身がBO情報を把握・保持	勧告24	法人にBO情報（氏名・住所・生年月日・国籍）の把握義務
公的機関によるBO情報の保持（登録簿）	勧告24	設立時・変更時に公的登録機関へ届出（オンライン基本、特定事業者の代理提出も可）
正確かつ最新（adequate, accurate and up-to-date）	勧告24	変更届出／催告→過料・刑事罰→3年で登記閉鎖等／閲覧者の不正確情報の通報義務（検討）
当局のタイムリーなアクセス	勧告24	行政機関は法令で定める事務の遂行上必要な場合に閲覧
国内と十分な関連を有する外国法人	勧告24解釈ノート	国内で継続的に取引／事務所を設置／不動産を所有する外国法人も対象を検討
受託者による信託のBO情報の把握・保持	勧告25	受託者が「信託関係当事者」を把握・保存（清算終了から7年を検討）、行政機関の提示請求

逆に言えば、FATFが幅を残す「閾値・閲覧範囲・制裁の重さ」こそが、国内の議論の焦点（PART 4）

ペーパーカンパニー約500社、法人口座約4,000

約500社

ペーパーカンパニー

約4,000

管理していた法人口座

約700億円

洗浄された犯罪収益（報道）

背後で操る「匿名・流動型犯罪グループ」（トクリュウ）＝ 見えない自然人

被害者

SNS型投資詐欺など

A社

法人口座

B社

法人口座

C社

法人口座

D社

法人口座

犯罪収益

グループへ還流

一つ一つは「登記上は普通の会社」。問題は、その背後にいる自然人が見えないこと

「金融機関が確認する」から「法人自身が届け出る」へ

	現行：犯収法	現行：実質的支配者リスト制度	新法（案）
誰が	特定事業者が取引時に確認（犯収法4条1項4号、施行規則11条）	株式会社が任意に申出、商業登記所が保管・写しを交付（2022年1月31日～）	法人自身が把握し、公的登録機関へ届出
対象	特定事業者の顧客である法人	株式会社（特例有限会社を含む）	上場企業等を除く全ての内国法人＋一部の外国法人
強制力	顧客は確認事項を偽ってはならない（同法4条6項）	任意・無料	催告 → 過料（悪質は刑事罰） → 3年で登記閉鎖等
誰が見るか	確認した特定事業者の内部	写しの交付を受けた法人が金融機関等に提示	行政機関（法令上の事務）・特定事業者（同意）

任意 → 義務／金融機関任せ → 法人自身／点の確認 → 公簿による横断的な把握

「立法化を早急に」 — 2026年に一気に加速

2026年1月23日	関係閣僚会議	外国人総合的対応策：土地等所有法人のBOの国籍等の把握強化
2026年7月21日	閣議決定	骨太の方針2026：BO登録等の立法化を「早急に」
2026年7月28日	犯罪対策閣僚会議	詐欺・ストーカー緊急対策：同じく立法化を「早急に」
2026年9月14日	内閣官房長官決裁	有識者会議の開催を決定
2026年9月24日	内閣官房	第1回会議：制度案（法人・信託）を提示
2028年夏頃	FATF	第5次対日相互審査（オンサイト）

日商・東商：施行までの期間は「約1年と極めて短期間」 — 周知・準備の前倒しが不可欠

02

PART 2

BO新法（法人）の制度案

対象・BO定義・届出・閲覧・罰則・登記閉鎖

BO新法（法人）の全体像



誰が、何を、どの基準で届け出るのか

対象

上場企業等を除く 全ての内国法人

一部の外国法人も検討

- ①国内で継続的に取引
- ②国内に事務所を設置
- ③国内の不動産を所有

届出情報

氏名・住所 生年月日・国籍

設立時に届出＋変更時に届出
「国籍」を含む点に注目（経済安全保障・
土地政策との連携）

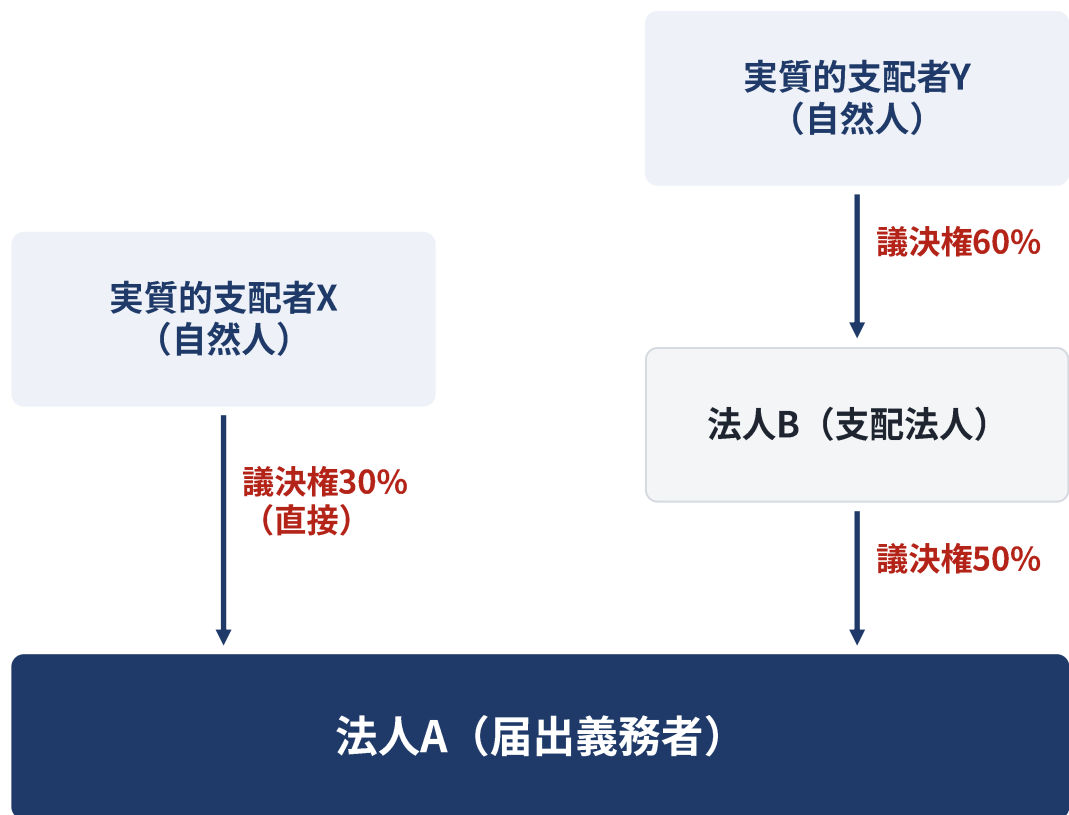
BOの定義

総議決権の 25%超

資本多数決法人の場合、直接又は間接に
25%超を有する自然人等
犯収法上の定義（施行規則11条2項）もそ
ろえる方向

新法の定義＝金融機関の本人確認（犯収法）の定義。基準を動かせば、銀行の既存顧客管理にも波及する

間接保有は「掛け算」ではない



X：直接30% → BO

25%超を直接保有

Y：間接50% → BO（30%ではない）

Yは法人Bの50%超を保有 → Bは「支配法人」 → Bが持つAの議決権50%を、Yが間接保有するものとして扱う

要注意：現行ルールの「50%超除外」

他の者が50%超を保有するときは、25%超保有者もBOから除外（施行規則11条2項1号括弧書）。新法が引き継ぐかは未定

資料2の結論：XとYをBOとして届け出る

未届けの行き着く先は「登記の閉鎖等」

① 催告等

届出を行わない法人に、まず催告等で届出を促す

② 過料

それでも届出を行わない者などに罰則（過料を検討）

③ 刑事罰

隠蔽目的での虚偽届出など悪質な違反（検討）

④ 登記の閉鎖等

届出期限の経過後、3年間届出をしないとき（検討）

比較：休眠会社のみなし解散

会社法472条：最後の登記から

BO新法案：届出期限の経過から

12年

3年

登記閉鎖 ≠ 法人格の消滅（太田委員）

届出をすれば速やかに解消できる一方、銀行口座の利用・契約の締結等に重大な支障 → 強力な動機付け

BO情報は「一般公開しない」設計



行政機関

法令で定める事務の遂行上必要な場合

AML/CFTに限らず、土地・許認可等の行政分野での活用も検討



特定事業者

届け出た法人の同意を得た場合

銀行等による閲覧は「同意不要」とする方向で検討中



一般・報道・研究者

制度案では想定なし

英国（一部一般公開）とは異なり、独・シンガポールに近い「閉じた」設計

閲覧に伴って検討されている2つの仕組み

1

一定の金銭負担

閲覧に手数料を求める

2

不正確情報の通報義務

閲覧者が登録情報と異なるBOを知った場合（独・星にも類似制度）

03

PART 3

信託と土地

「信託関係当事者」の把握・保存／土地等を所有する法人の透明化

信託は「登録」ではなく「受託者が把握・保存」

「信託関係当事者」の定義

- 1 委託者
- 2 受託者
- 3 受益者
- 4 出資・融資・取引その他の関係を通じ、信託目的の達成に必要な行為に支配的な影響力を有する自然人
- 5 これらに準ずる者として政令で定めるもの

受託者の義務

把握

「信託関係当事者」の情報を把握し、正確・最新に保つ

記録

書面又は電磁的記録を作成・保存（信託契約等で代替可）

保存

信託の清算終了の日から法定期間（7年を検討）

罰則

作成・保存義務違反、虚偽作成は過料

提示

行政機関は事務の遂行上必要な場合に提示を請求

注目点：家族信託（民事信託）の個人受託者は？ — 「信託法で規定されている信託」が対象。個々の適用範囲は信託業界の実務を踏まえ「丁寧に検討」

土地を持つ法人の「支配者」も見える化

①外国法人による不動産取得

外国法人が国内の土地・建物を取得



「土地等所有外国法人」として
BO情報の届出義務

②内国法人を通じた不動産取得

国内不動産を所有する内国法人の
25%超の議決権を取得等



当該内国法人に
BO情報の変更届出義務

政府方針：外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（2026年1月23日）

土地等を所有している者が法人の場合に、その実質的支配者の国籍等の把握をより強化 → FATF対応の検討と連携して、土地等の実質的所有者を把握する仕組みを検討

04

PART 4

各界の意見と4つの論点

日商・東商／全国中央会／太田委員／根本委員の意見書を並べて読む

BO登録は「透明性インフラ」— AML/CFTだけではない

① AML/CFT・経済安全保障

取引先・買収者の背後にいる反社会的勢力や懸念国の関係者を検知。反社排除・経済制裁対応・利益相反の把握に不可欠

② 資本市場：ウルフバック

大量保有報告規制を潜脱した集団が臨時株主総会招集請求等で経営支配権を奪取→「ハコ会社」化。金商法（令和6年・令和8年改正）の執行をBO情報が補強

③ 消費者保護：フェニックス企業

特商法違反等で処分→法人を解散→別法人で同様の事業を継続。英国はPSC登録簿×取締役資格剥奪登録簿の照合で追跡

④ 許認可行政

形式的な役員・株主情報では支配構造が見えない。許認可審査・監督・行政処分の実効性確保の基盤に

根本委員：情報の利用目的とアクセス権限を明確にしたうえで、AML/CFT以外の行政目的にも有効活用を（英・独・星の例）

4つの意見書を1枚で比較する

論点	日商・東商（資料3）	全国中央会（資料4）	太田委員（資料5）	根本委員（資料6）
制度導入	不可欠。ただし必要性の議論・国民的理解は不十分	前向きに受け止める	G7で日本のみ。グレイリスト回避に必須	早急に改善すべき
BOの範囲	届出は自社株式の直接保有者に限定。名寄せは公的機関で	同族間の支配権認識の相違に配慮	「25%以上」が極めて望ましい	—
閲覧・利用目的	対象事務を明確化し目的外利用を防止	—	特定事業者＋「正当な利益」を有する者に広く	目的・権限を明確にしAML以外にも活用
制裁	催告を法定。他の手続をしていれば閉鎖不可。3年は短い	—	登記閉鎖を含む段階的制裁を	実効的かつ予見可能で均衡のとれた仕組み
負担軽減	代理届出の周知・無償化、効果検証の法定、徹底周知	簡素化・周知期間・手引き・相談窓口	—	簡素化・支援体制・効果と負担の継続検証

「25%超」か「25%以上」か

冒頭クイズ（25%×4人）の答え

25%超（制度案） → 議決権基準のBO **0人**

25%以上（太田委員） → BO **4人**

「25%以上」を推す理由（資料5）

- 1 FATF勧告24解釈ノートは「25%を超えてはならない」と定めるのみ → 25%超も理論上は可能
- 2 しかし25%×4人で誰も該当しない不合理
- 3 米国・カナダは「25%以上」
- 4 EU AML規則が2027年7月から直接適用 → 2028年夏の審査時点でEU全域が「以上」

実務への波及

制度案は犯収法上の定義も「そろえる」方向。「以上」に変われば犯収法施行規則11条2項の改正を通じ、金融機関の既存顧客のBO確認・取引時確認システム・顧客への再確認にも影響。逆に「超」のまま日本だけが残れば、2028年審査で説明責任を負う

閲覧はどこまで開くか — 透明性とプライバシー

閉じる（プライバシー重視）

開く（透明性重視）



日商・東商

閲覧を認める対象事務を明確に定め、目的外利用を防ぐ担保措置を

太田委員

特定事業者に加え「正当な利益」を疎明した者に同意なしで広く。外部の目が不正確な登録を検知（英国NGOの例）

根本委員

利用目的とアクセス権限を明確にしたうえで、必要な行政機関が有効に活用（英・独・星の例）

EU司法裁判所（2022年11月22日）

BO登録簿の一般公開をプライバシー・個人データ保護の観点から無効と判断 → EUは「正当な利益」型へ

個人情報保護法との関係

公的登録機関は「行政機関等」：保有は所掌事務に必要な範囲（61条1項）、目的外の利用・提供は制限（69条）→ 新法で「誰が・何のために」を個別に規定することが核心

登記閉鎖「3年」は長いか短いかな

慎重派：日商・東商（資料3）

- 1 認識不足・事務過失に即罰則は避け、「まず催告」を法令に明記
- 2 確定申告など他の行政手続を行っている法人は閉鎖すべきでない
- 3 会社法472条（12年）と比べ「3年」は短い。再考を

強化派：太田委員（資料5）

- 1 わが国の過料・刑事罰は実効性に乏しい
- 2 過料・刑事罰と組み合わせた段階的制裁の一つとして登記閉鎖を
- 3 英・仏は年1回の更新不履行で抹消手続を開始できる

根本委員（資料6）：実効的でありつつ、違反の内容・程度に応じた予見可能で均衡のとれた仕組みを

「うちの株主、本当は誰？」問題

株券を発行していない

1

定款上は株券発行会社でも未発行（非公開会社は請求まで不発行可：会社法215条4項）

株券を交付しないまま株式譲渡

2

株券発行会社では株券の交付が譲渡の効力要件（会社法128条1項）→譲渡の効力に疑義

取締役任期10年で長期間登記変更なし

3

非公開会社は任期を10年まで伸長可（会社法332条2項）→実態と登記が乖離



同族間で「支配権の認識」がずれる → 届出・変更時に親族間の見解の相違が顕在化

求められている配慮

全国中央会

入力・確認・提出の簡素化／十分な周知期間／判断に迷わない手引き／相談窓口

日商・東商

届出は自社株式の直接保有者（法人・自然人）に限定。名寄せは公的機関が法人番号等で／代理届出は追加費用なしで／効果検証を法定

海外のBO制度 — 閾値・アクセス・罰則

国・地域	根拠・登録機関	閾値	アクセス	罰則等
ドイツ	資金洗浄防止法（GwG）／透明性登録簿	25%超	行政機関・裁判所・義務対象者・正当な利益を証明した者（一般公開不可）	10万€以下（重大等は100万€以下）
英国	会社法2006（PSC登録簿）／Companies House	25%超	一部情報を一般公開	2年以下の拘禁刑又は罰金／株式権利の凍結
シンガポール	会社法1967等／ACRA	25%超	行政機関（一般公開不可）	25,000SGD以下の罰金
EU	AML規則（Regulation (EU) 2024/1624）2027年7月適用	25%以上	当局・義務主体＋「正当な利益」を有する者	加盟国で整備
米国	企業透明化法（CTA）／FinCEN	25%以上	当局・金融機関（非公開）	2025年3月の暫定最終規則で米国内企業を報告対象外に

正確性の確保：独＝義務対象者の相違報告／英＝通知制度・BOの本人確認／星＝抜き打ち検査・相違時の疑わしい取引報告 → 日本案も「通報義務」を検討

05

PART 5

実務対応

今からの準備／M&A・取引先DD／金融機関・土業／今後のスケジュール

施行を待たずに始める5つの準備

1

株主名簿の総点検

会社法121条の株主名簿と実態の一致を確認。名義株・株券未交付の譲渡（会社法128条1項）を洗い出す

2

支配の連鎖を図にする

親会社・持株会社・ファンド経由の間接保有を「支配法人」の考え方（施行規則11条3項）で確認

3

同族株主間の認識をそろえる

相続・贈与で分散した株式の帰属を整理。届出時に親族間紛争が顕在化するのを防ぐ

4

実質的支配者リスト制度で予行演習

株式会社なら任意・無料で今すぐ利用可。制度案は施行前の事前届出も認める予定

5

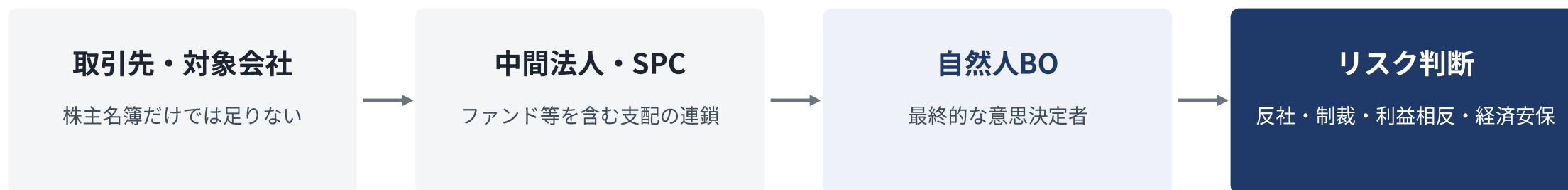
変更を「知る」仕組みをつくる

変更届出は「知った日」から法定期間内。株主異動・相続を総務・法務へ報告するフロー

社内で決めること

誰がBO判定を担当するか／どの資料で確認するか／変更をどう検知するか／届出控え・証跡をどこに保管するか

M&A・取引先DDは「相手の背後」を見る時代へ



推進側の問題意識（太田委員）

買収者・取引先の背後の実質支配関係を把握できなければ、懸念国や犯罪組織に関係する主体による買収・サプライチェーンへの浸透を見過ごす。経産省「企業買収における行動指針」も公正性・透明性確保の観点から同様の環境整備が不可欠と指摘

ただし：事業会社は登録簿を見られるか

制度案の閲覧は行政機関と特定事業者（同意）に限定。事業会社が相手方のBOを直接確認できるかは「正当な利益」論点（PART4 論点②）次第。当面は表明保証・誓約事項・KYC質問票で確認し、将来は登録情報との整合確認へ

株主名簿 → 支配の連鎖 → 自然人。「相手の背後」を説明できない取引は、それ自体がリスクになる

代理届出と顧客管理（CDD）が接続する



金融機関

取引時確認（犯収法4条1項4号）・確認記録（同法6条）と公簿の突合設計／同意不要閲覧の手順／代理届出の受付体制／顧客への説明資料

士業（司法書士・税理士・弁護士等）

設立登記と同時の届出支援／相続・事業承継・M&A時の変更届出／BO判定・株主関係整理の相談対応

代理を受ける側は「顧客の負担軽減（日商・東商：追加費用なしで）」と「自社の正確性確保・説明責任」の両立が必要

今後のスケジュールと注目点



5つの注目点

閾値

25%超か以上か

閲覧

「正当な利益」まで開くか

登記閉鎖

3年は妥当か

信託

家族信託は対象か

犯収法

定義の一体化

まとめ

BO新法の本質は「支配の見える化」

- 1 任意（リスト制度）から「義務」へ
- 2 金融機関の確認から「法人自身の届出」へ
- 3 「誰が支配しているか」を説明できない会社がリスクになる

今日からできること：自社の支配構造を、登記簿ではなく「実質」で説明できるようにする



YouTubeチャンネル「あたらしい法律情報」で法務・コンプライアンスのウェビナーを毎日配信中。チャンネル登録をお願いします。

ご相談：弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之
TEL 03-5288-1021 / m-watanabe@miyake.gr.jp

主な参照資料

内閣官房「法人等の実質的支配者（BO）に係る情報の把握等に関する有識者会議」第1回（2026年9月24日）議事次第・資料1～6

資料1 開催について（令和8年9月14日 内閣官房長官決裁）／資料2 内閣官房 法人等の実質的支配者情報関係制度準備室 資料

資料3 日本商工会議所・東京商工会議所 意見／資料4 全国中小企業団体中央会 意見／資料5 太田洋委員 意見／資料6 根本直子委員 意見

犯罪による収益の移転防止に関する法律4条1項4号・2項・5項・6項、6条、同法施行令14条、同法施行規則11条1項～4項・14条3項

金融商品取引法24条・27条の23（大量保有報告制度）

法務省「実質的支配者リスト制度」（商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則、令和4年1月31日運用開始）

会社法121条・128条1項・215条4項・332条2項・472条／犯収法6条／個人情報の保護に関する法律61条・69条

経済産業省「企業買収における行動指針」（2023年8月31日）

FATF「Mutual Evaluation Report of Japan」（2021年8月30日公表）・財務省仮訳、第2回（2023年10月）・第3回（2024年10月）フォローアップ報告

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2021年8月）・同（2024-2026年度）

FATF勧告24（2022年3月改訂）・勧告25（2023年改訂）及び解釈ノート

Regulation (EU) 2024/1624（EU AML規則）／EU司法裁判所2022年11月22日判決（C-37/20・C-601/20）

経済財政運営と改革の基本方針2026（2026年7月21日閣議決定）／詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策（2026年7月28日）

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（2026年1月23日）